

令和3年 7月 8日

保護者 各位

白石町教育委員会
教育長 北村 喜久次
(公印省略)

Chromebook (タブレット PC) を用いた授業開始に伴う個人情報の取扱いに関するお知らせ
及び「タブレットパソコン端末等貸与申請書兼誓約書」への署名について

◆個人情報の取扱いに関するお知らせ

白石町では、各小・中学校にタブレットパソコン (ChromeOS が搭載されたタブレットパソコン) を児童生徒の皆さん、教職員の方に1人1台配置し、学習に活用できるよう準備を進めています。

このタブレットパソコンを授業で利用するにあたり、「google アカウント」を作成し、準備が整い次第、「アカウント表示名」として児童生徒の皆さんの氏名を利用します。このことは、下記利便性に帰するものです。

- ・児童生徒の皆さんの自身のアカウントへの認識の向上
- ・個人名を利用することにより先生の児童生徒個人の視認性が向上し、授業進行、課題提出などがスムーズに行われる

また、アカウントの悪用などの犯罪から児童生徒の皆さんを守るため、端末の起動履歴などを記録する「操作ログ」の収集を行います。

※取扱われる個人情報は、Google における高度なセキュリティ対策のもと運用・保護されます。
詳しい内容は、下記 QR コードをスキャンし、表示されますホームページをご参照ください。



「Google Workspace for Education ※」

プライバシーとセキュリティセンター

※タブレットパソコンで利用する google アプリ群の総称

◆「タブレットパソコン端末等貸与申請書兼誓約書」への署名 (裏面をご覧ください)

1人1台配置によるタブレットパソコンを貸与するにあたり裏面「タブレットパソコン端末等貸与申請書兼誓約書」へ内容を御確認の上、のご署名、及びこの用紙の提出をお願いします。

※「タブレットパソコン端末等貸与申請書兼誓約書」中の「家庭内への貸与」に関わる内容については、当面の間、家庭内への貸与は実施いたしませんが、貸与が開始となった場合を想定してご署名をお願いします。

白石町教育委員会 学校教育課
電話0952-84-7128 (直通)

【裏面あり】

タブレットパソコン端末等貸与申請書兼誓約書

あて先：白石町教育委員会教育長

タブレットパソコン端末及び付属品の貸与を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項 (✓ をつけてください)

下記、「貸与に係る留意事項」を確認し、借用した機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

令和 ___ 年 ___ 月 ___ 日

小中学校名 _____

___ 年 ___ 組

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

※児童生徒1人につき、一枚の誓約書の提出をお願いします。

貸与に係る留意事項

(タブレットパソコン端末及び付属品)

○GIGA スクール構想に基づき、町立学校に在籍する児童生徒にタブレットパソコン端末等機器(以下「貸与機器」という。)無償貸与を実施します。貸与機器の利用について、本誓約書の提出をお願いします。

○貸与期間は義務教育が終了するまでとします。町内転校、中学校へ進級する際は再度提出していただく場合があります。

○転校や卒業などにより在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。

○貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用は禁止です。また、犯罪などから児童生徒の皆さんを守るため、通信記録や、Web アクセスの履歴を確認することがあります。なお、学校外での利用時のインターネット接続時の家庭内 Wi-Fi 通信料金や充電の際の電気代については、ご家庭で負担をお願いします。

貸与機器の利用にあたり、下記内容にあたる行為を禁止します。以下の内容が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償をしていただくことがあります。

- (1) 貸与機器を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用、また貸しすること。
- (2) 貸与機器を売却、廃棄、改造(SIMカードの取出し含む)、故意に破損させること。
- (3) 貸与機器にシールを貼るなど、飾りつけをすること。
- (4) 貸与機器を学習活動以外に使用すること。
- (5) 貸与機器を利用し、ネット上で他者に対して誹謗中傷などを行うこと。
- (6) 教育委員会が定める白石町 GIGA スクールガイドラインに反すること。
- (7) その他、機器貸与の目的に反すること。

貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。